

第 5 号議案参考資料

議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例

1 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の施行のための条例を制定したいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

- (1) 用語の定義について定める。 (第 2 条関係)
- (2) 開示請求の手数料等について定める。 (第 3 条関係)
- (3) 開示請求があったときの開示決定等の期限について定める。
(第 4 条関係)
- (4) 開示決定等の期限の特例について定める。 (第 5 条関係)
- (5) 訂正請求があったときの訂正決定等の期限について定める。
(第 6 条関係)
- (6) 利用停止請求があったときの利用停止決定等の期限について定める。
(第 7 条関係)
- (7) 任意代理人による開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったときに、必要に応じて、本人の意思を確認することができることを定める。
(第 8 条関係)
- (8) 専門的な知見に基づく意見を聴くために上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定める。 (第 9 条関係)
- (9) この条例の施行期日について定める。 (附則第 1 条関係)

- (10) 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例の制定に伴い、
廃止する条例について定める。 (附則第2条関係)
- (11) 廃止する上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく審議会の委員である者又はあった者の守秘義務について定める。 (附則第3条関係)
- (12) 廃止する上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の経過措置について定める。 (附則第4条関係)
- (13) 廃止する上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の規定により行われた違反行為の処罰について定める。 (附則第5条関係)
- (14) 上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改める。
(附則第6条及び第9条関係)
- (15) 上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改め、その所掌事項について定めるとともに所要の改正を行う。
(附則第7条関係)
- (16) 改正前の上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会条例に基づき委嘱を受けている委員について、改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき委嘱を受けた委員とみなす。 (附則第8条関係)
- (17) 廃止する上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく審議会の委員に係る報酬及び費用弁償の規定を削るとともに、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改める。
(附則第10条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日